

改正動物愛護管理法施行規則第21条11項に基づく 獣医師によるマイクロチップ情報の検索について

令和5年3月24日付けで動物愛護管理法施行規則の一部を改正する省令が施行され、同第21条11項において、環境大臣は獣医療法（平成4年法律第46号）第3条に規定される診療施設の開設の届出をした獣医師、当該診療施設で診療の業務を行う獣医師及び同法第5条第2項に規定する診療施設を管理する者に対して、法第36条第1項に規定される負傷動物等を発見した際の所有者への通報に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うこととされました。本省令改正の内容については、別紙のとおり令和5年3月27日付け4日獣発第336号で地方獣医師会あてに通知したとおりです。この省令は本年6月1日から施行され、獣医師が環境大臣によるマイクロチップ登録である法定登録データベースを検索することが可能となりました（令和5年5月11日付け5日獣発第60号により通知済）。

本省令により新たに獣医師による検索が可能となったのは法定登録データベースであり、日本獣医師会のマイクロチップ検索サイトであるAIPOデータベースは従来から引き続き獣医師による情報検索が可能です。

（別紙）

4日獣発第336号
令和5年3月27日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の 一部を改正する省令の施行について

このことについて、令和5年3月24日付け環自総発第2303241号により環境省自然環境局長から別紙のとおり通知がありました。

このたびの通知は、①動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年環境省令第2号）が、令和5年3月24日公布され、令和5年6月1日から施行されること、及び②本改正により、環境大臣又は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に規定される指定登録機関から、獣医療法（平成4年法律第46号）に規定される診療施設の開設を届出した獣医師等に

今般開始された獣医師による法定登録データベースの情報検索は、従来から運用されているAIPOデータベース検索の方法を本会から提供して実現しますので、情報検索サイトのアドレス及びログインするためのアカウントIDとパスワードはAIPOと同じです。

法定登録のマイクロチップ情報の検索ができるのは、病気が怪我をしている所有者不明の犬猫のみです。診療動物の登録状況の確認や元気に保護された動物の所有者確認のためにマイクロチップ番号を検索する場合は、AIPOデータベースの情報は検索できますが、法定登録の情報は検索できません。これらの場合はAIPOデータベースをご利用いただきますようお願いいたします。通信記録等により、個人情報の不適切な取扱いが判明した場合、個人情報保護法に基づく行政処分の対象となる可能性がありますのでご注意ください。

AIPOによるマイクロチップ情報
検索サイトへのアクセス
<https://www.aipo.jp/>



対して、犬及び猫の登録に係る情報を提供することとなることについて会員に周知されたいとするものです。つきましては、貴会会員に通知方よろしくお願いいたします。

6月1日以降の獣医師による法定登録情報の検索については、従来のAIPOの仕組みを用いて情報検索を可能とするよう整備を進める予定であり、具体的な操作方法等の詳細につきましては決まり次第お知らせいたします。

なお、今般の省令改正では、動愛法第36条第12項に規定される負傷動物等への対応に限定されており、平時における獣医師によるマイクロチップ情報検索は行えず、これまで同様、必要に応じ市町村の動物愛護関連部局又は犬と猫のマイクロチップ情報登録お問い合わせ窓口（コールセンター：03-6480-5320）に照会いただく必要があります。

したがって、平時においても獣医師によるすべての検索が常時可能な本会の民間登録（AIPO）への登録について引き続きご協力の程よろしくお願いいたします。

環自総発第 2303241 号
令和 5 年 3 月 24 日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

環境省自然環境局長
(公 印 省 略)

**動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行について (通知)**

日頃より動物愛護管理行政の推進につき、御理解及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年環境省令第 2 号）が本日公布され、令和 5 年 6 月 1 日から施行されますので、御了知下さい。

改正の内容等は別添のとおりであり、農林水産省や都道府県知事等に通知したところですが、本改正により、環境大臣又は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に規定される指定登録機関から、獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）に規定される診療施設の開設を届出した獣医師等に対して、犬及び猫の登録に係る情報を提供することとなります。

つきましては、貴会におかれては、本改正の内容等について、御理解いただくとともに、地方獣医師会等の関係団体等へ周知方よろしくお願い致します。

記

**第 1. マイクロチップの取り外しの禁止
(第 21 条の 6 関係)**

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 39 条の 4 において、「何人も、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは除き、

当該犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならない。」と規定されている。本改正は、当該規定の趣旨を踏まえ、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある等により、マイクロチップを取り外した場合であっても、当該事由の消滅後速やかに装着することを規定するものである。

**第 2. 環境大臣による情報の提供
(第 21 条の 11 関係)**

本条第 1 項に係る改正は、環境大臣又は法第 39 条の 10 に規定される指定登録機関が都道府県知事及び政令指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）に対して、法第 23 条第 1 項、法第 24 条第 1 項及び法第 24 条の 2 第 1 項に規定される都道府県知事等が行う第一種動物取扱業への勧告、報告及び検査の事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報を提供することを規定するものである。

本条第 3 項に係る改正は、環境大臣又は指定登録機関が獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 3 条に規定される診療施設の開設の届出をした獣医師、当該診療施設で診療の業務を行う獣医師及び同法第 5 条第 2 項に規定する診療施設を管理する者に対して、法第 36 条第 1 項に規定される負傷動物等を発見した際の所有者への通報に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報を提供することを規定するものである。

なお、本条第 3 項に係る改正については、個人情報の保護の観点から、診療業務に従事する獣医師等に限定して情報を提供することとしており、当該獣医師の指示の下で診療の補助の業務を行う愛玩動物看護師は、当該情報の提供を受けるものではない。